

最終報告書について

最終報告書の到達目標について

1 検討すべき課題

- ・ 条例素案または条例案要綱くらいまで仕上げるという合意が必要ではないか。
- ・ 川崎市民が提案するのだから、少なくともこれまでの基本条例・基本条例案の水準を視野に入れて、できればそれを超えるものをつくるという意気込みが必要ではないか。

2 他都市の検討委員会の状況

- ・ 条例案に近いかたちで市民委員会が報告を行ったものとして、多摩市のものなどがある。他都市の報告書を提示する必要があるか。

最終報告書の全体構成（章立て）について

1 検討すべき課題

- ・ 条例の章立てを視野に入れて、最終報告書の構成を議論すべきか。
- ・ 市民に分かりやすい最終報告書の構成とすべきではないか。

2 他都市の条例（報告書）の構成

(1) ニセコ町まちづくり基本条例

前文

第 1 章 目的（第 1 条）

第 2 章 まちづくりの基本原則（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 情報共有の推進（第 6 条—第 9 条）

第 4 章 まちづくりへの参加の推進（第 10 条—第 13 条）

第 5 章 コミュニティ

第 6 章 町の役割と責務（第 17 条—第 24 条）

第 7 章 まちづくりの協働過程（第 25 条—第 27 条）

第 8 章 財政（第 28 条—第 33 条）

第 9 章 評価（第 34 条・第 35 条）

第 10 章 町民投票制度（第 36 条・第 37 条）

第 11 章 連携（第 38 条—第 41 条）

第 12 章 条例制定等の手続（第 42 条）

第 13 章 まちづくり基本条例の位置づけ等（第 43 条・第 44 条）

第 14 章 この条例の検討及び見直し（第 45 条）

(2) 多摩市自治基本条例

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本原則

第1節 基本原則（第4条）

第2節 市民の役割（第5条・第6条）

第3節 コミュニティの役割（第7条）

第4節 市議会の役割（第8条—第11条）

第5節 市長の役割（第12条—第14条）

第6節 市の執行体制（第15条・第16条）

第3章 情報の共有（第17条—第20条）

第4章 参画・協働

第1節 参画・協働（第21条・第22条）

第2節 参画の形態（第23条—第26条）

第3節 参画への支援（第27条）

第5章 住民投票（第28条・第29条）

第6章 自治推進委員会の設置等（第30条・第31条）

(3) 杉並区自治基本条例

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 区民の権利及び義務（第4条・第5条）

第4章 事業者の権利及び責務（第6条）

第5章 区の責務

第6章 区議会（第8条—第10条）

第7章 執行機関（第11条—第13条）

第8章 区政運営（第14条—第24条）

第9章 参画及び協働（第25条—第29条）

第10章 国及び他の地方公共団体との協力（第30条）

第11章 条例の位置付け（第31条）

第12章 委任（第32条）

(4) 大和市（自治基本条例素案のたたき台 大和市自治基本条例をつくる会）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 自治の基本原則（第4条 - 第6条）

第3章 市民（第7条 - 第10条）

第4章 市議会（第11条）

第5章 市長（第12条・第13条）

第6章 行政運営の原則（第14条 - 第20条）

第7章 財政（第21条 - 第23条）

第8章 厚木基地（第24条）

第9章 住民投票（第25条・第26条）

第10章 その他（第27条 - 第29条）

附則

(5) 三鷹市（三鷹市まちづくり研究所第2分科会報告書）

前文

(1) 前文に規定する内容について

第1章 総則

(1) 自治基本条例の目的について

(2) 自治基本条例の最高規範性及び改廃手続について

第2章 市民と市民自治

(1) 市民の権利等について

(2) 住民投票について

第3章 議会（議事機関）

(1) 議会の役割、責務等について

第4章 執行機関

(1) 市長の責務等について

(2) 情報公開・個人情報の保護、パブリックコメント、説明責任について

(3) 苦情処理、オンブズマン制度、審議会等について

(4) 政策法務、財政状況の公表、人材育成、公務員倫理について

(5) 外郭団体等について

第5章 自治運営の基本的な仕組み

(1) 基本構想・基本計画の策定手続等、行政評価、危機管理体制について

(2) コミュニティ、協働の推進について

第6章 政府間関係等

(1) 政府間関係の改革、広域的都市連携、国際交流について

最終報告書のイメージについて

1 最終報告書の考え方

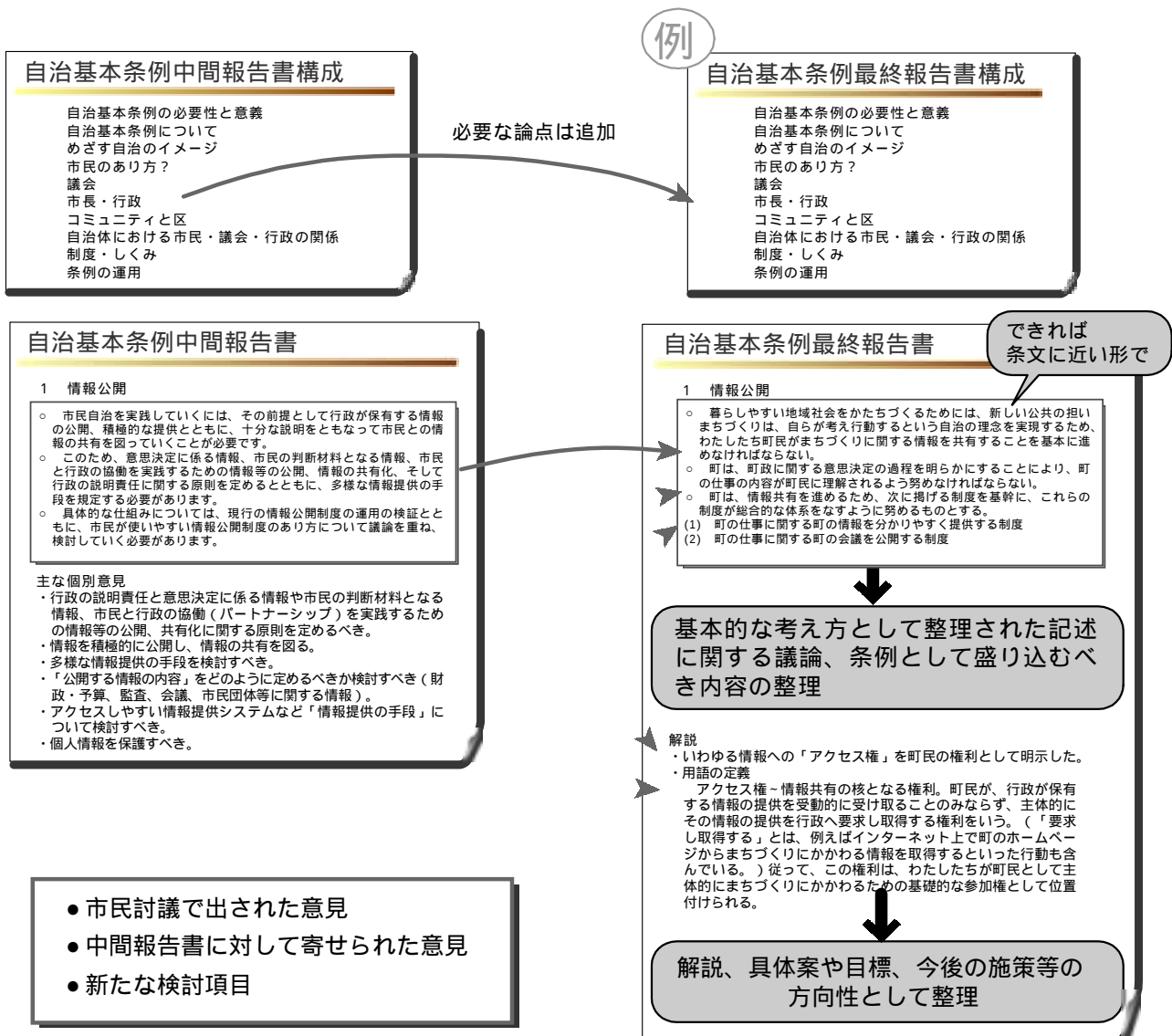
最終報告書のイメージとしては次のものが想定される。

- ・ 中間報告書で基本的な考え方として整理された枠内の記述や個別意見、中間報告書に対して寄せられた意見を元にしつつ、内容の豊富化、議論、条例として盛り込むべき表現の内容の整理
- ・ 条例として盛り込むべき内容を踏まえた、その解説、具体案や目標、今後の施策等の方向性の整理作業

2 検討すべき課題

- ・ 各部分の構成は四角の中に条例案に近い内容を盛り込み、解説として、考え方、施策の方向性を書き込んでいくことでよい。
- ・ 自治基本条例の条文とあまり関係性がない施策の方向性などについては別途報告書を作成する必要があるか。

3 想定されるイメージ



4 他都市の報告書等

たとえば市民について

(1) 大和市（自治基本条例をつくる会たたき台）

第3章 市民

（市民の権利）

第7条 市民は、市の執行機関が行う政策の形成、執行及び評価（以下「政策形成等」という。）に参加する権利を有する。

2 市民は、市議会、市の執行機関及び大和市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人が保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、市の執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

（市民の責務）

第8条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、政策形成等に参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

（地域コミュニティ）

第9条 市民は、地域コミュニティ（市民が互いに助け合い、地域の問題を自ら解決することを目的とする集団をいう。）の担い手であることを認識し、守り育てよう努めるものとする。

2 市長は、政策形成等にあたっては、地域コミュニティが基本であることを認識し、自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を支援することができる。

・第1項では、政策形成等に市民が参加できることを保障しました。これは権利なので、当然参加を強制するものではなく、参加しないからといって不利益を被るものではありません。

・第2項にある「知る権利」については既に「大和市情報公開条例」で規定されています。

・知る権利の対象には、市議会と市の執行機関に、地方自治法の規定（4分の1以上の出資法人）に基づき市が監査している6つの公社・財団（土地開発公社、学校建設公社、スポーツ振興公社、余暇活動推進公社、みどりのまちづくり振興財団、国際化協会）を加えました。

・第3項には地方自治法に定められたもっとも基本的な権利を盛り込みました。

・第7条の権利の規定と対になる責務の規定です。法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たすべき「責務」として謳いました。

・市民が自治の主体であるという自覚を持たずして自治の推進はありえないという考えを基本としています。

・「地域コミュニティ」には、自治会などの地縁を主なつながりとした集団と、NPOなどの活動内容やテーマを主なつながりとする集団のいずれも含みますが、一般に広く使われる広義の「コミュニティ」ではなく、「地域の問題を自ら解決することを目的とする集団」に絞ったものを、この条例では「地域コミュニティ」という用語で定義しました。

・これまでは地縁型のコミュニティが、自治の推進に大きな役割を果たしてきました。近年では、地縁だけにとらわれない、活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型コミュニティの活動が盛んになり、こちらも自治の推進には不可欠な存在となっています。このような背景の中で、自治の推進における「地域コミュニティ」の位置付けなどを決めました。

・日常の自治会活動に関し多くの具体的な意見をいただきました。そもそも市民の自主的活動である自治会について活動内容まで条例で定めることはできませんが、自治会を代表的な地域コミュニティの一つとして捉えています。

(2) 三鷹市

第2章 市民と市民自治

(1) 市民の権利等について

(三鷹市では、従前から基本計画等で「市民」の用語を、「市内に在住、在勤、在学及び市内で活動する者」として広義に用いており、本報告においても基本的には同様の扱いとしている。)

- 市民は、市政の主権者であり、市政は、市民自治と市民の信託に基づいて成立する。
- 市民は法令・条例に従って納税する義務を負うとともに、市民総体で納めた税の総額に見合う適正な行政サービスを受け、これを請求する権利を有する。
- 市民は、市政に参加する権利を有する。ただし、市政に参加しないことによって不利益を受けることはない。
- 市民は、世界的に認識され、実現が求められている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を希求する権利を有する。
- 市民は、地域におけるコミュニティ活動、まちづくり活動及びその他の自主的な活動を推進するために、主体的に自治組織を創設し、自由に自立した活動を営むことができる。

(意見)

・満18歳以上で市内に3月以上住所を有する市民は、市政における選挙権・被選挙権を有する(ただし法令に別段の定めがある場合は、当分の間その定めによる)。

・「男女共同参画」、「環境権」及び「知る権利」について、個別の人権や市民の有する権利として規定する。